

マイクロ水力発電管理手法調査事業

業務受託者公募実施要領【第2次公募】



1 事業の目的

島根県における河川・用水路は、流量と落差が確保できる場所が少なく、小水力発電（100kW以下）の適地が限定的である。このため、島根県では中山間地域研究センターにて、キシ・エンジニアリング株式会社との共同により、場所を選ばない、小規模のマイクロ水力発電機（5～10W程度）の開発を行った。

このマイクロ水力発電機は発電規模の小さいものではあるが、農業用水路等に設置し、家庭用電源や商用電源が届かない場所での街路灯や獣害防止用の電気柵等の利用が可能である。

今後の普及に向け、設置に際しての適地調査や管理手法確立のための調査を行う。

2 事業の流れ

下記の手順でマイクロ水力発電機を複数箇所に設置し、受託者から管理上のデータを蓄積する。

- ・ 設置団体を公募し、30箇所程度を選定（設置先は集落営農組織、自治会等を想定）
- ↓
- ・ 県と集落営農組織等が委託契約を締結
- ↓
- ・ 集落営農組織等で水利使用の手続を行う
※手続の一部は、県からコンサルタント会社へ委託
- ↓
- ・ 集落営農組織等にてマイクロ水力発電機を発注・設置
※集落営農組織等に対し、設備設置にかかる実費を県が委託料として支払う
- ↓
- ・ 集落営農組織等にて管理し、管理状況を県へ報告
- ↓
- ・ 再エネに関する理解・意識向上を図るため、集落営農組織等にて、地域住民を対象とした見学会・勉強会を実施する。

3. 委託業務の条件

委託業務内容

- ・発電機を設置するにあたって必要となる水利使用手続に係る業務
(例：水利関係者からの同意書の徴取等。現場状況により内容は異なる。)
- ・発電機の設置 (キシ・エンジニアリング(株)への発注)
- ・発電機の維持管理 (発電機に溜まるゴミ拾い、発電出力の確認等)
- ・県への事業報告書の提出
(報告内容：県作成様式に、発電出力、維持管理内容等の実績を記載)
- ・発電機を使った地域住民への見学会、勉強会の実施に努める。
- ・委託期間：契約締結日から平成 31 年 3 月 20 日まで

委託費

- ・委託費用として、マイクロ水力発電機及びその設置に係る工事費用の実費を県が受託者へ支払う。(設置箇所の状況によって額は変動する。)
- ・設備は受託者の所有物となるため、本業務中及び本業務完了後の維持管理・修繕費用については、受託者の負担となる。(ただし、修繕についてはメーカーの 1 年保証付き)

受託者(団体)の条件

- ・定款、会則、規約等を有すること。
- ・本業務の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- ・本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ本業務に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- ・本業務完了後も、発電設備の維持管理を続けること。

発電機を設置する水路の条件

- ・コンクリート水路(幅 450~600mm、深さ 300~500mm)を使用している
- ・年間を通して水を流している(水深 100mm 以上、流速 300mm/秒以上)※参考値
- ・河川法上の許可水利権の水路であること(ただし、流末であれば慣行水利権でも可)又は、河川法の対象外となる水路(山水等、河川から取水していない水路)であること
- ・増水時に水が溢れても周囲に影響を与えない
(例：周囲が土…水が地面を掘削する可能性、周囲が道路…通行に支障)
- ・隣接地に住宅が無い(設備から水音が発生するため)

※慣行水利権

…新河川法制定(昭和 39 年)前から取水実態があり、水利権として認められているもの

※許可水利権

…新河川法制定以降、新たに取水の許可を受けたもの

発電機について

- ・出力：5~10W 程度
- ・本体付属品：街路灯、電牧器(電気柵に使用する場合、電気柵は受託者の負担で用意)
- ・発注先：キシ・エンジニアリング株式会社(島根県出雲市里方町)
※県との共同開発者

4. 募集方法

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集期間 | 平成30年9月27日(木)～10月19日(金) 応募申請書は、県地域政策課ホームページで閲覧、ダウンロード可能。 |
| (2) 応募申請書等提出期限 | 平成30年10月19日(金) 提出方法：郵送、電子メール又は持参による。 提出先：〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県地域振興部地域政策課 井上宛て |
| (3) 審査方法 | 応募いただいた団体の中から、事業の実施可能性、必要性、効果等を勘案して受託団体を決定します。 |
| (4) 提出書類 | 1. 応募申請書 2. 設置候補地の位置図(広域、詳細) 3. 設置候補地の写真 4. 設置候補地の水路における水利使用に関する届出状況が分かる書類の写し(水利使用の届出書、許可書など) 5. 団体概要(規約、組織・役員表、予算・決算概要) |
| ○問い合わせ先 島根県地域振興部地域政策課 担当:井上 電話:0852(22)6713 FAX:0852(22)6042 Mail:chiiki-seisaku@pref.shimane.lg.jp | |

5. 留意事項

- (1) 提出された書類一式は返却しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

6. マイクロ水力発電管理手法調査事業 実施体制

